

お知らせします

臨時福祉給付金

●支給対象者

平成27年度分の住民税（均等割）が課税されていない人が対象です。ただし、以下の場合は対象となりません。

- 平成27年度分の住民税（均等割）が課税されている人に扶養されている場合
- 生活保護や中国残留邦人などに対する支援給付を受給している場合
- 給付金の支給決定がされる前に亡くなられた場合

●支給額 1人につき 6,000円

●基準日 平成27年1月1日

表1

【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

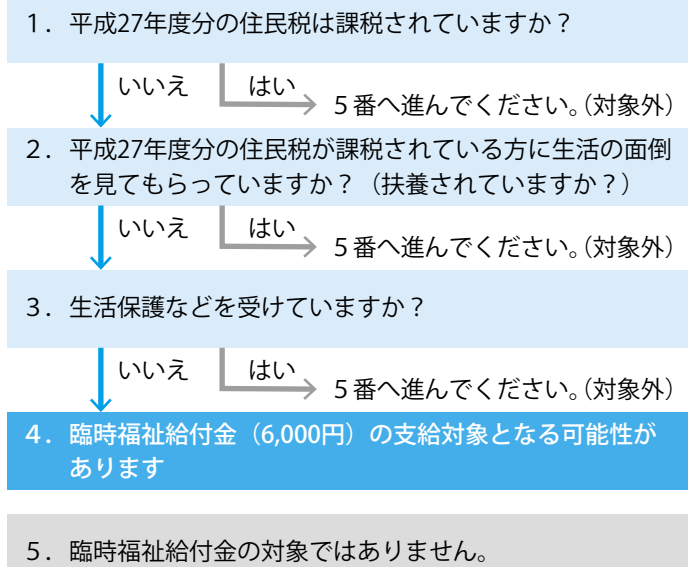
◎給与所得者

区分	非課税限度額 （給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168万円
夫婦子2人	209.8万円

◎公的年金等受給者

区分	非課税限度額 （給与収入ベース）	
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

臨時福祉給付金対象者診断チャート



子育て世帯臨時特例給付金

●支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される人が対象です。ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人あたり月額5,000円を支給しているもの）を受給される人は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない人についても、支給対象になり得るので、窓口にご相談ください。

●対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支給額 対象児童1人につき 3,000円

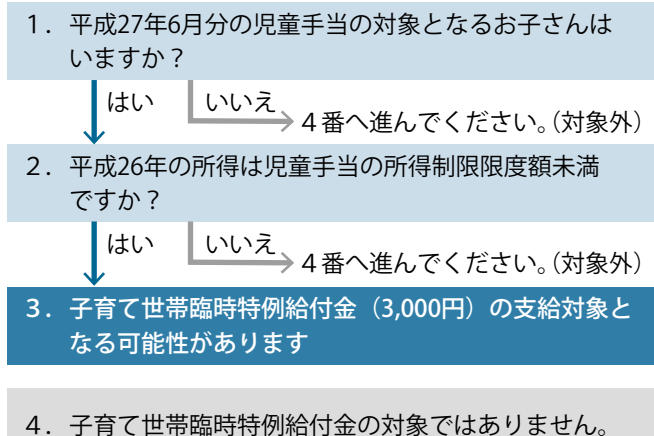
●基準日 平成27年5月31日

表2

【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 （給与収入ベース）
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

子育て世帯臨時特例給付金対象者診断チャート



「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。

「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の「ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)をかたった電話がかかってきたり不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署または警察相談専用窓口(9110)にご連絡ください。」